前

(前 略)

改

(定義)

第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各 号に掲げる<u>もの</u>をいう。

正

- (1) 学術研究のための寄附金
- (2) 教育のための寄附金
- (3) その他本学の運営のための寄附金
- 2 (略)

(中略)

(受入決定の報告)

- 第6条 部局の長は、寄附金の受入を決定したときは、所定の様式により、総長に報告するものとする。
- 2 総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に 寄附金<u>振込</u>依頼書その他必要な書類を添えて通知 するものとする。

(礼状の送付)

第7条 総長は、寄附金が本学に<u>入金</u>されたときは、 寄附者に礼状及び領収証書を送付するものとす る。

(寄附金の使途変更等)

- 第8条 部局の長は、<u>次の各号の一に該当する場合</u> は、寄附金の使途の変更等を行うことができる。
 - (1) 寄附目的が達せられ、残額が1,000円未満となった寄附金を他の使途に使用する場合
 - (2) 当該使途で研究担当者が指定されている寄附金について、当該指定を変更等する場合

2 <u>前項</u>の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、部局の長は、所定の様式による報告書により、総長に報告するものとする。

(後 略)

(定義)

改

第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各 号に掲げる<u>経費に充てることを目的として寄附さ</u> れる現金及び有価証券をいう。

正

後

- (1) 学術研究のための経費
- (2) 教育のための経費
- (3) その他本学の運営のための経費
- 2 (同 左)

(受入決定の報告)

第6条

(同 左)

2 総長は、前項の報告を受けたときは、寄附者に 寄附金<u>納入</u>依頼書その他必要な書類を添えて通知 するものとする。

(礼状の送付)

第7条 総長は、寄附金が本学に<u>納入</u>されたときは、 寄附者に礼状及び領収証書を送付するものとす る。

(寄附金の使途変更等)

- 第8条 部局の長は、<u>寄附目的が達せられた寄附金</u> の残額について、寄附者の同意を得た場合又は少額となった場合で他の第2条第1項各号に掲げる 経費に充てることが有意義と認めるときは、寄附金の使途を変更することができる。
- 2 部局の長は、寄附金の使途で研究担当者が指定 されている場合において、当該研究担当者が退職 し、又は他の部局若しくは大学等へ異動した場合 は、当該寄附金に係る研究担当者を変更し、又は 当該研究担当者の異動先に当該寄附金を移し替え ることができる。
- 3 前2項の規定により、寄附金の使途の変更等を 行ったときは、部局の長は、所定の様式による報 告書により、総長に報告するものとする。

附則

この規程は、平成22年7月27日から施行する。